

4 整備基準の解説

※「望ましい基準」に記載のない部分は、「整備基準」と同じ基準です。

1 建築物(用途面積が100平方メートル未満のもの(以下「小規模建築物」という。)を除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	<p>直接地上に通ずる出入口(以下「地上出入口」という。)、直接駐車場に通ずる出入口(以下「駐車場出入口」という。)及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者若しくは障害者で日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(以下「高齢者、障害者等」という。)が利用する各室の出入口(以下「室出入口」という。)のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、地上出入口及び駐車場出入口にあつては90センチメートル以上、室出入口にあつては80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用する者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 <注1></p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 <注2></p>	<p><幅員></p> <ul style="list-style-type: none"> 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、有効幅員を120センチメートル以上。 各室の出入口は、有効幅員を90センチメートル以上。 <p><戸></p> <ul style="list-style-type: none"> 各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えないもの。

・ 出入口に関する整備基準は、建築物の直接地上に通ずる出入口(以下「地上出入口」という。)及び直接駐車場に通ずる出入口(以下「駐車場出入口」という。)及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者若しくは障害者で日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(以下「高齢者、障害者等」という。)が利用する各室の出入口(以下「室出入口」という。)について各々1以上を車いす使用者が通過できるような構造とすることを求めています。

・ 駐車場出入口とは、たとえば、百貨店の地下に駐車場がある場合に、百貨店部分から当該駐車場部分に通ずる出入口のことであり、地上出入口には該当しないものを指しています。

・ 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)が複数ある場合は、それぞれの階に整備基準を満たす出入口が必要です。

<注1> 「車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めています。

<注2> 「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる使用の段(例:高低差が1センチメートル程度以内で丸みを持たせた段)以外のものです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 廊下等	1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	

その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)

2 段を設ける場合にあっては、当該段は、次項(1)から(6)までに定める構造に準じたものとする。

3 前項に定める構造の各地上出入口(以下「適合地上出入口」という。)及び同項に定める構造の各駐車場出入口(以下「適合駐車場出入口」という。)から同項に定める構造の各室出入口(以下「適合室出入口」という。)(共同住宅等の場合にあっては、適合地上出入口がある階における各住戸又は居室の各出入口)並びに10の項(1)及び(2)に定める構造の改札口並びに第3号の表1の項(1)及び(2)に定める構造の改札口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては廊下等を次に定める構造とすること。

この場合において、4の項1及び2の(1)から(11)まで(共同住宅等の場合にあっては、同項1並びに2の(2)、(6)から(8)まで及び(10))に定める構造のエレベーター(以下「適合エレベーター」という。)が設置されるときは、当該1以上の経路は、当該適合エレベーターの昇降路を含むものとする。

(1) 有効幅員は、135センチメートル(共同住宅等の場合にあっては、120センチメートル)以上とすること。

(2) 高低差がある場合にあっては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令第129条の3第2項第1号及び第2号に掲げる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。

(3) 適合地上出入口、適合駐車場出入口、適合室出入口並びに適合エレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 <注1>

4 地上出入口のうち1以上の出入口から人又は案内板により視覚障害者に生活関連施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等(進行方向を変更する必要がない風除室内のものを除く。)には、視覚障害者を誘導するために線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその

<幅員>

- ・ 有効幅員を180センチメートル(廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分)を設ける場合は140センチメートル)以上。

他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置(以下「音声誘導装置等」という。)を設けること。(教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等の場合を除く。)

ただし、地上出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあっては、この限りでない。〈注2〉

5 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 有効幅員は、135センチメートル(段を併設する場合にあっては、105センチメートル)以上とすること。〈注3〉

ただし、共同住宅等の場合にあっては、有効幅員は、120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1(傾斜路の高低差が、16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。〈注4〉

(3) 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。〈注5〉

(4) 両側に手すりを設けること。

(5) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる
こと。

(6) 高低差が10センチメートルを超える場合にあっては、縁端部に、高さ10センチメートル以上の立ち上がりを設ける
こと。

(7) 傾斜路と当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとする
こと。

(8) 傾斜路の上端又は下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するために点状ブロック

〈幅員〉

- ・ 有効幅員を150センチメートル(段を併設する場合は、120センチメートル)以上。

〈勾配〉

- ・ 屋外においては、勾配は、15分の1を超えないこと。

等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。(教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等の場合を除く。)

(9) 傾斜路の上端又は下端には、車いすが安全に停止できる水平な部分を設けること。

- ・ 廊下については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下の共通の整備基準として、次の2点について規定し、一定の経路上の廊下については車いす使用者が通行可能な構造とすることを求めています。
 - ・ 滑りにくい材料で仕上げること。
 - ・ 段を設ける場合には、つまづきにくい構造とすること等。
 この一定の経路とは、車いす使用者が通行可能な地上出入口又は車いす使用者が通行可能な駐車場出入口から車いす使用者が通行可能な室出入口に至る経路です。整備基準では、1以上の経路上の廊下等が基準を満たすことを求めています。
- 〈注1〉 「車いす使用者用特殊構造昇降機」とは、段差解消機です。段差解消機には、建築基準法に基づく認定を受けている製品があります。
- 〈注2〉 「地上出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合」には、
 - ① ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合
 - ② 百貨店等で受付が入口の正面にある場合
 - ③ 自動車車庫等、運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行する用途の場合等が考えられます。
- 〈注3〉 傾斜路の有効幅員は、135センチメートル(整備基準)は車いす使用者と歩行者がすれ違える寸法、段を併設する場合にあっては、105センチメートル以上(整備基準)は傾斜路を車いす使用者が通行しやすい寸法です。
- 〈注4〉 勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている12分の1以下を基本勾配とし、高低差が、16センチメートル以下の場合には、建築基準法に規定されている最大勾配の8分の1以下とすることができます。
- 〈注5〉 踊場の規定は、スロープの長さが長く(勾配12分の1で9メートル)なる場合には、昇降中の車いす使用者が休憩や加速ができるような平坦な部分を設ける必要があることから設けたものです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 階 段 (その踊場を含む。以下同じ。)	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階であって、地上出入口がないものに通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り階段を設けないこと。 〈注1〉</p> <p>(3) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅員を150センチメートル以上。 <p>〈けあげ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けあげの寸法は、16センチメートル以下。 <p>〈踏面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏面の寸法は、30センチメートル以上。

	<p>こと。</p> <p>(4) 踏面とけこみ及び段鼻との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) つまづきにくい構造とすること。</p> <p>(6) 階段の上端又は下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。(教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等の場合を除く。)</p>	
--	--	--

・ 階段については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する避難階以外の階に通ずるものはすべての整備基準に適合することを求めています。

〈注1〉 回り階段とは、らせん階段や踊場に段を設ける場合などです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
4 昇降機	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階であって、地上出入口がないものを有する生活関連施設(別表第1第1号の表1から5の項まで及び12の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに集会場等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの並びにその他の生活関連施設(教習所を除く。)で用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。)には、かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>ただし、当該階において提供される役務又は販売される物品を高齢者、障害者が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合にあっては、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">〈注1〉〈注2〉</p> <p>2 1に規定するエレベーターは、次に定める構造(共同住宅等の場合にあっては、(2)、(6)から(8)まで及び(10)に定める構造)とすること。</p> <p>(1) かごの幅は、有効幅員を140センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは、有効幅員を135センチメートル以上とすること。 〈注3〉</p>	<p style="text-align: center;">望ましい基準</p> <p>〈位置〉 エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>〈床面積〉 ・ かごの床面積は、2.09平方メートル以上。</p>

- (3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- (4) かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (5) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (6) かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡及び手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。 〈注4〉
- (8) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 〈注5〉
- (9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((8)に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (10) 乗降ロビーの幅員及び奥行きは、それぞれ有効幅員を150センチメートル以上とすること。 〈注6〉
- (11) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入り口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

3 適合エレベーターを設置した旨を、当該適合エレベーターの付近にわかりやすい方法で表示すること。

〈幅員等〉

- ・ 乗降ロビーの幅員及び奥行きは、それぞれ有効幅員を180センチメートル以上。

〈他のエレベーター〉

- ・ 整備基準2の(1)から(3)まで、(7)及び(10)に規定する構造とする。

・ 整備基準では、車いす使用者・視覚障害者対応エレベーターを建築物(用途面積あり)に1以上設けることを求めています。

なお、「用途面積が1,000平方メートル以上のもの並びにその他の生活関連施設(教習所を除く。)で用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。」と限定しているのは、昇降機の設置には多額の出費を伴うため、設計の自由度が大きく、多数の者が利用する公益的側面の強い建築物に限り条件づけることとしたためですが、用途面積が当該用途面積以下の建築物においても、できるだけ車いす使用者・視覚障害者対応エレベーターを設けることが望ましいと考えられます。

〈注1〉 専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす利用者用駐車施設が設けられていない階については、当該階が車いす利用者により利用が見込まれない階であるため、エレベーターのかごの停止を求めています。

例えば、二層三段の自走式自動車車庫で車いす利用者用駐車施設を1階の出入口付近に設けているような場合は、エレベーターを設けなくてもよいこととなります。

〈注2〉 「当該階において提供される役務又は販売される物品を高齢者、障害者が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合」には、

① 2階で行っている窓口業務を適宜1階で行える体制を整えている場合

② 車いす利用者用昇降機等により、車いす利用者等を2階に挙げるができる場合等が考えられます。

〈注3〉 かごの奥行き(135センチメートル)は、JIS規格の11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法であり、電動車いすも収まる大きさです。

〈注4〉 かごの出入口の有効幅員(80センチメートル)は車いす使用者が通過できる寸法です。

〈注5〉 車いす使用者の制御装置(操作盤)について視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には介助者が付くことが想定されるためです。

〈注6〉 乗降ロビーの幅員及び奥行(150センチメートル)は車いす回転可能寸法です。

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 便所	<p>1 生活関連施設(公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。)で用途面積が1,000平方メートル以上のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所及び公衆便所(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分)は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「多機能便房」という。)が設けられていること。 〈注1〉</p> <p>(2) 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 〈注2〉</p> <p>(3) 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあっては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(4) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>○ 不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階(専ら駐車場の用に供される階にあたっては、当該駐車場に車いす利用者用駐車施設が設けられている階に限る。)には、次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>〈数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該階に設けられる多機能便房の数は、当該階に設けられる便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。 <p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上。 <p>〈位置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 多機能便房のない便所は、多機能便房に近接した位置に設けること。 ただし、多機能便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設け

- (5) 多機能便房を設置した旨を、当該多機能便房のある便所の出入口付近にわかりやすい方法で表示すること。
 - (6) 洗面設備を設ける場合にあっては、レバー式光感知式等の操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を1以上設けること。
 - (7) 別表第1第1号の表1の項から3の項まで及び5の項の生活関連施設の欄に掲げる施設にあっては、多機能便房の適切な位置に非常通報装置を設けること。
- 2 生活関連施設(公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。)で用途面積が1,000平方メートル未満のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は次に定める構造とすること。
- (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。
 - (2) (1)の便房及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) (1)の便房及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあっては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - (4) (1)の便房及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - (5) 洗面設備を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式等の操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を1以上設けること。
- 3 生活関連施設(公衆便所を除く。)に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男性用小便器のある便所の1以上及び男性用小便器のある公衆便所には、手すり等が適切に配

られた便房が1以上ある場合においては、この限りではない。

置された床置き式の小便器を設けること。

4 別表第1第1号の表1の項、3の項、5の項、8の項及び12の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに劇場等、集会場等、運動施設及び展示場で用途面積が2,000平方メートル以上のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は次に定める構造とすること。

(1) 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設けること。

(2) 乳幼児のおむつ替えができる設備を備えた便房を1以上設けること。
ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合はこの限りでない。

(3) 人口肛門又は人工膀胱を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。

(4) (1)から(3)までに定める便房を設置した旨を、当該便房のある便所の出入口又はその付近にわかりやすい方法で表示すること。

・ 便所に関する整備基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合に適用され、従業員用の便所のみを設けている場合などには適用されません。

〈注1〉 多機能便房は出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画があり得ることから、「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定し、便房の幅、奥行き等の寸法については定めていません。

〈注2〉 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員80センチメートルは、車いす使用者が通過できる寸法です。

整備項目	整備基準	望ましい基準	
6 駐車場	1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けること(共同住宅等の場合を除く。)	〈駐車施設数〉	
		全駐車台数	車いす使用者用 駐 車 施 設
	2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。こと。	1~50	1
		(1) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通ずる適合地	51~100

<p>上出入口又は適合駐車場出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3に定める構造の駐車場内の通路又は7の項1から3まで及び6に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 幅員は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用である旨を立て看板及び路面にわかりやすく表示すること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次項の通路の1、2、3の(1)から(3)まで及び6に定める構造とすること。 〈注1〉</p>	101～150	3
	151～200	4
	201～	全駐車台数× 1%+2

〈注1〉 適合地上出入口から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路上には敷地内の通路があり、適合駐車場出入口から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路上には駐車場内の通路があるが、これらの通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の同行が想定されるため、敷地内の通路における誘導用床材等の視覚障害者対応(7敷地内の通路の4)については適用しません。

整備項目	整備基準	望ましい基準
7 敷地内の通路	<p>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合にあっては、当該段は、3の項(1)から(5)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 適合地上出入口から当該生活関連施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上(地形の特殊性により適合させることが困難であると認められる場合は、適合地上出入口から当該生活関連施設の車寄せ又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上)の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル(共同住宅等の場合にあっては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合にあっては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員は、180センチメートル以上。

殊構造昇降機を設けること。

(3) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように溝ふたを設けること。

4 各地上出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること(教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等の場合を除く。)

ただし、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあっては、この限りでない。 〈注1〉

(1) 線状ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けること。

(2) 自動車用の通路(以下「車路」という。)に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端又は下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 2の項5の(1)から(6)までに定める構造とすること。

(2) 傾斜路と当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとする。

6 通行者の安全の確保のため、車路との分離等を行うこと。

〈すべての通路〉

・ 各接地上に通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路は、整備基準に定める構造とすること。

・ 適合地上出入口から道等に通ずる通路又は屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路の構造について定めたものです。道等から車いす使用者用駐車施設に至る通路については、当該生活関連施設を利用しようとする高齢者、障害者等が經由することは想定されないため、対象としていません。

なお、バス等が走行するような構内道路を備えた敷地内に複数の建物が存在し、各建築物の近くまで高齢者、障害者等がバス、タクシー等で到達することが想定される場合には、当該道路に接する部分から建築物の出入口までの部分を整備すれば十分と考えられます。

〈注1〉 視覚障害者用の注意喚起用床材や誘導用床材が求められるのは、適合地上出入口から道等に通ずる通路であり、適合地上出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には求められていません(当該通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の者の同行が想定されるため)。

整備項目	整備基準	望ましい基準								
8 客席	<p>1 公民館、劇場等、集会場等及び運動施設に固定式のいす席による客席を設ける場合にあっては、当該客席内に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる人数分以上の車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p> <table border="1" data-bbox="336 383 967 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 383 651 483">いす席数</th> <th data-bbox="651 383 967 483">利用できる車いす使用者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 483 651 546">100席以下の場合</td> <td data-bbox="651 483 967 546">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 546 651 649">100席を超え400席以下の場合</td> <td data-bbox="651 546 967 649">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 649 651 947">400席を超える場合</td> <td data-bbox="651 649 967 947">いす席の総数から400を減じた数を200で除して得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1に規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 当該客席の適合室出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(3に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者1人につき、幅員90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。</p> <p>3 当該客席の適合室出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。 〈注1〉</p> <p>(2) 高低差がある場合にあっては、2の項5の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>4 車いす使用者が舞台等に円滑に到達できる構造とすること。</p>	いす席数	利用できる車いす使用者の人数	100席以下の場合	1	100席を超え400席以下の場合	2	400席を超える場合	いす席の総数から400を減じた数を200で除して得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数	
いす席数	利用できる車いす使用者の人数									
100席以下の場合	1									
100席を超え400席以下の場合	2									
400席を超える場合	いす席の総数から400を減じた数を200で除して得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数									

〈注1〉 通路の有効幅員(135センチメートル)は車いす使用者と歩行者がすれ違える寸法です。

整備項目	整備基準	望ましい基準
9 受付カウンター、記載台及び公衆電話台（以下「受付カウンター等」という。）	<p>受付カウンター等を設ける場合にあつては、その一部分を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 受付カウンター等の上面の高さは、70センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 受付カウンター等の下部に車いすのフットレストが入る空間を確保すること。 〈注1〉</p>	

〈注1〉 「受付カウンター等の下部に車いすのフットレストが入る空間を確保すること」とは、下部に65センチメートル程度の高さの空間を確保することです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
10 改札口及び支払用通路（商品等の代金を支払う場所を通過するための通路をいう。以下同じ。）	<p>改札口又は支払用通路を設ける場合にあつては、それぞれその1以上を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p>	

整備項目	整備基準	望ましい基準
11 案内設備等	<p>1 案内設備を設ける場合において、主要な案内設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 案内設備の高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとする。</p> <p>(2) 点字による表示を併用すること。〈注1〉</p> <p>(3) 必要に応じて図形若しくは記号又は外国語による表示を行うこと。</p> <p>(4) 建築物又はその敷地内に設けられる案内設備で、当該建築物全体の案内を行うものにあつては、車いす使用者の円滑な利用に配慮した設備についての表示を行うこと。</p> <p>2 避難用の誘導灯を設ける場合にあつては、必要に応じて視覚情報及び聴覚情報に配慮した誘導灯を設けること。</p>	

〈注1〉 点字による表示の設置場所は、主に次の箇所です。

- ・ エレベーターの乗り場ボタン及びかご内の操作盤

- ・ 案内板
- ・ 便所の掲示板
- ・ 階段等の手すり
- ・ 玄関の呼出設備(インターホン)

整備項目	整備基準	望ましい基準
12 休憩場所	生活関連施設(学校等、飲食店、公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。)には、利用者の休憩場所を設置するよう努めること。	

整備項目	整備基準	望ましい基準
13 授乳場所	<p>別表第1第1号の表5の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに劇場等、集会場等及び運動施設で客席を有するもの並びに同表12の項の生活関連施設の欄に掲げる施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにあつては、次に定める構造の授乳場所を1以上設置すること。</p> <p>(1) 乳幼児用ベット若しくはいす又はこれに代わる設備が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 授乳場所を設置した旨を、当該授乳場所の出入口又はその付近にわかりやすい方法で表示すること。</p>	○ 授乳室は、9.9平方メートル以上。 〈注1〉

・ 対象施設は、乳幼児連れでの利用が多いと考えられる施設であり、これらの場所には、授乳場所の設置を求めています。

なお、その他の施設においても、できるだけ授乳場所を設けることが望ましいと考えられます。

〈注1〉 9.9平方メートル以上の授乳室を設けることにより、(財)こども未来財団から助成が受けられる。

整備項目	整備基準	望ましい基準
14 浴室 (客室の内部に設置するものを除く。)	<p>別表第1第1号の表2の項、3の項及び7の項の生活関連施設の欄に掲げる施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室並びに公衆浴場の浴室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	

	<p>(3) 出入口に段を設けないこと。</p> <p>(4) 浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 洗い場には、レバー式、光感知式等操作が容易な水栓器具を1以上設けること。</p> <p>(7) (6)の水栓器具を設置した部分には、手すりを1以上設けること。</p> <p>(8) 浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。</p>	
--	--	--

・ 浴室等に対する整備基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合に適用されます。したがって、従業員用の浴室のみを設けている場合などには適用されません。

整備項目	整備基準	望ましい基準
15 更衣室及びシャワー室	<p>1 運動施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合にあっては、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の更衣室又はシャワー室を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用できる区画を1以上設けること。</p> <p>(2) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 1の(1)の車いす使用者が円滑に利用できる区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合にあっては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口には、段を設けないこと。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され</p>	<p>〈幅員〉</p> <p>・ 出入口の有効幅員は、90センチメートル以上。</p>

	<p>ていること。 〈注1〉</p> <p>(5) 高さ40センチメートルから45センチメートル程度の腰掛台、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(6) 水栓器具を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする事。</p> <p>(7) 非常通報装置を設けること。</p>	
--	--	--

・ 更衣室及びシャワー室に対する整備基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合に適用されます。したがって、従業員用の更衣室及びシャワー室のみを設けている場合などには適用されません。

〈注1〉 「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること」とは、車いす使用者が転回できることが重要となります。

整備項目	整備基準	望ましい基準
16 客室	<p>別表第1第1号の表7の項の生活関連施設の欄に掲げる施設に50を超える客室を設ける場合にあっては、その1以上を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は1の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 便所は5の項1の(1)から(4)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>(3) 浴室は、14の項(1)から(8)までに定める構造とし、かつ、浴槽の縁及び移乗台の高さは40センチメートルから45センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(5) コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者が円滑に利用できるものとする事。</p> <p>(6) 視覚情報及び聴覚情報に配慮した非常警報装置を設けること。</p>	<p>〈構造〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設には、客室数にかかわらずその1以上の客室を整備基準に定める構造とする。

2 小規模建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	地上出入口、駐車場出入口及び室出入口の	

	<p>うち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 前号の表1の項(2)及び(3)に定める構造とすること。</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員を90センチメートル以上。 <p>〈戸〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えないもの。
--	--	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 廊下等	<p>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 前項に定める構造の各地上出入口及び同項に定める構造の各駐車場出入口から同項に定める構造の各室出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合は、12分の1(高低差が16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)以下の勾配の傾斜路を設けること。</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員を180センチメートル(廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分の部分は140センチメートル)以上。

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階であって、地上出入口がないものに通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 前号の表3の項(2)から(5)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員を150センチメートル以上。 <p>〈けあげ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> けあげの寸法は、16センチメートル以下。 <p>〈踏面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏面の寸法は、30センチメートル以上。 <p>〈手すり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 両側に設けること。

整備項目	整備基準	望ましい基準
4 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は、前号の表5の項2の(1)から(5)までに定める構造(公衆便所(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分)の場合にあっては、同項1の</p>	

(1)から(6)までに定める構造)とすること。

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 敷地内の通路	<p>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げるこ と。</p> <p>2 段を設ける場合にあつては、当該段は、 前号の表3の項(1)から(6)までに定め る構造に準じたものとするこ と。</p> <p>3 1の項に定める構造の各地上出入口か ら道等に至る敷地内の通路のうち、1以 上(地形の特殊性により適合させるこ とが困難であると認められる場合は、同項 に定める構造の各地上出入口から当該生 活関連施設の車寄せに至る敷地内の通路 のうち、1以上)の敷地内の通路は、次に 定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル (段を併設する場合にあつては、90 センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合にあつては、傾 斜路及びその踊場又は車いす使用者 用特殊構造昇降機を設けるこ と。</p> <p>(3) 通路を横断する排水溝を設ける場 合にあつては、つえ、車いすのキャス ター等が落ち込まないよう溝ふたを 設けるこ と。</p> <p>4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及び その踊場は次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル (段を併設する場合にあつては、90 センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けるこ と。</p> <p>(3) 前号の表2の項5の(2)、(3)及 び(5)から(7)までに定める構造と すること。</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員は、180センチメートル以 上。

3 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 改札口	改札口のうち1以上は、次に定める構造と すること。	

	<p>(1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	
--	---	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 旅客の乗船又は下船の用に供する施設、バスターミナル及びプラットホーム（以下「乗降場」という。）	<p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>(2) 縁端部には、点状ブロック等を敷設 すること。</p> <p>(3) 両端には、転落防止柵を設けること (バスターミナルの場合を除く。)</p> <p>(4) ベンチを1以上設けること。</p>	

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 通路	<p>1 通路は、第1号の表7の項1及び2に定める構造とし、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>2 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に含まれる通路のうち、1以上の通路にあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ないと認められる場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員は、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 高低差がある場合にあっては、第1号の表7の項5の(1)及び(2)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員は180センチメートル以上。

整備項目	整備基準	望ましい基準
4 階段	1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路において階段がある場合にあって	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員を150センチメートル

	は、当該階段は、第1号の表3の項(1)から(6)までに定める構造とすること。	ル以上。 〈けあげ〉 ・ けあげの寸法は、16センチメートル以下。 〈踏面〉 ・ 踏面の寸法は、30センチメートル以上。
--	--	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 昇降機	前年度における1日当たりの平均乗降客数(新設の場合にあっては、1日当たりの平均乗降客数の見込み)が5千人以上の施設の1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路において5メートル以上の高低差がある場合にあっては、その1以上の経路に適合エレベーターを設けること。	〈位置〉 ・ エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。 〈床面積〉 ・ かごの床面積は2.09平方メートル以上。 〈幅員等〉 ・ 乗降ロビーの幅員及び奥行きは、それぞれ有効幅員を180センチメートル以上。

整備項目	整備基準	望ましい基準
6 便所	1 前年度における1日当たりの平均乗降客数(新設の場合にあっては、1日当たりの平均乗降客数の見込み)が5千人以上の施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は、第1号の表5の項1の(1)から(7)まで及び3に定める構造とすること。 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所で多機能便房を設けていないもの(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分)は、第1号の表5の項2の(1)から(5)まで及び3に定める構造とすること。	〈数〉 ・ 当該階に設けられる多機能便房の数は、当該階に設けられる便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。 〈幅員〉 ・ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上。 〈位置〉 ・ 多機能便房のない便所は、多機能便房に近接した位置に設けること。 ただし、多機能便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りではない。

整備項目	整備基準	望ましい基準
7 案内設備	乗降場及び通路には、公共車両等の入線、行き先等を明示し、かつ、次に定める構造に適合する案内設備を設けるよう努めること。 (1) 案内設備の高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとする。こと。 (2) 点字による表示を併用すること。	

(3) 必要に応じて図形若しくは記号又は外国語による表示を行うこと。

4 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	出入口のうち、1以上は、第1号の表1の項(1)及び(3)に定める構造とすること。	

整備項目	整備基準	望ましい基準												
2 駐車場	<p>1 駐車場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、第1号の表6の項2の(1)から(3)までに定める基準に適合するものとする。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設に通ずる前項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、次の構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 段を設ける場合にあっては当該段は、第1号の表3の項(1)から(5)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ないと認められる場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(4) 高低差がある場合にあっては、第1号の表7の項5の(1)及び(2)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(5) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように溝ふたを設けること。</p>	<p>○ 車いす使用者駐車施設を次のとおり設けること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全駐車台数</th> <th>車いす使用者用駐車施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>全駐車台数× 1%+2</td> </tr> </tbody> </table>	全駐車台数	車いす使用者用駐車施設	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	全駐車台数× 1%+2
全駐車台数	車いす使用者用駐車施設													
1～50	1													
51～100	2													
101～150	3													
151～200	4													
201～	全駐車台数× 1%+2													

5 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
<p>1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）</p>	<p>歩道等は、次に定める構造とするほか、生活関連施設間の当該歩道等を含む経路の確保に配慮すること。</p> <p>(1) 歩道等は、車道の部分より高くするものとし、その段差は、5センチメートル（横断歩道と接する部分にあっては、2センチメートル）を標準とすること。</p> <p>(2) 歩道等と車道は、縁石、植樹帯、防護柵その他の方法で分離すること。</p> <p>(3) 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い歩道にあっては350センチメートル以上、その他の歩道にあっては200センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い自転車歩行者道にあっては400センチメートル以上、その他の自転車歩行者道にあっては、300センチメートル以上とすること。</p> <p>(5) 縦断勾配は、20分の1以下とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、25分の2以下とすることができる。</p> <p>(6) 横断勾配は、50分の1以下（透水性舗装等を行った場合は、100分の1以下）とすること。</p> <p>(7) 歩道等を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように溝ふたを設けること。</p> <p>(8) 表面は、平たんとし、かつ、滑りにくいものとする。</p> <p>(9) 車両の出入口では、歩道等が連続して平たんとなるよう努めること。</p> <p>(10) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他の視覚障害者の利用の多い歩道等には、必要に応じて線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設すること。</p>	

6 公園等に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	<p>出入口のうち、1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車止柵<small>きんせき</small>を設ける場合にあっては、その間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口から150センチメートル以内の部分は、水平面とすること。</p> <p>(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ただし、高低差がある場合であって、やむを得ないと認められる場合にあっては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設した上で、段を設けることができる。</p> <p>① 有効幅員は、105センチメートル以上とすること。</p> <p>② 縦断勾配<small>たてまがひ</small>は、25分の2以下とし、かつ、横断勾配<small>よこまがひ</small>は0とすること。</p> <p>③ 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>④ 両側に手すりを設けること。</p> <p>⑤ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>⑥ 高低差が10センチメートルを超える場合にあっては、縁端部には、高さ10センチメートル以上の立ち上がり<small>たちあがり</small>を設けること。 ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p>	<p>・ 「地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合」とは、丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることが出来ない場合を言う。(以下、同じ)</p> <p>・ 水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。</p> <p>・ 横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とすること。</p> <p>・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。</p> <p>・ 登り口、降り口には、安全性に配慮し、150cm以上の水平面を設けることが望ましい。</p> <p>・ 手すりは、両側に連続して設置する。</p> <p>・ 1段の手すりとする場合、高さを75cm～85cm程度とする。</p> <p>・ 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm、下段65cm程度とする。</p> <p>・ 路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。</p> <p>・ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面は壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではない。</p>

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 園路	<p>前項に定める構造の出入口及び園内の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設に接続する園路のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、園路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>(4) 縦断勾配は、25分の1以下とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、25分の2以下とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、100分の1以下とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、50分の1以下とすることができる。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように溝ふたを設けること。</p> <p>(7) 危険防止等のため必要な箇所には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(8) 段を設ける場合にあっては、当該段は、次に定める構造とし、かつ、前項(4)の①から⑥までに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。 この場合において、傾斜路と当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保することが望ましい。 ・ 標識等の空中突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないように配慮して設置する。 ・ 路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくいものとする。 ・ 勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。 ・ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロック、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置する。 ・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。 ・ 手すりは、両側に連続して設置する。

	<p>① 両側に手すりを設けること。</p> <p>② 手すりの端部の付近には、当該段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>③ 主たる段には、回り段を設けないこと。</p> <p>④ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>⑤ 踏面とけこみ及び段鼻との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>⑥ 高低差が10センチメートルを超える場合にあっては、縁端部には、高さ10センチメートル以上の立ち上がりを設けること。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1段の手すりとする場合、高さを75cm～85cm程度とする。 ・ 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段65cm程度とする。 ・ 手すりのそれぞれの端部には、階段の上り、下りと階段の通ずる場所を示す点字を設置する。 ・ 踏み面の幅が一定でない回り段やらせん階段は設置しない。 ・ 踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。 ・ 段鼻は、突き出しがないこと等、つまずかないような構造とすること。 ・ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面は壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではない。
--	---	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合にあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は、第1号の表5の項1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに3に定める構造とすること。</p> <p>(3) (2)に規定する便所及び当該便所に設けられる多機能便房の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、傾斜路を併設した上で、段を設けることができる。</p>	<p>○ 全ての便所に係る基準</p> <p>男子用小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)その他これらに類する小便器を設け、手すりを設置。 <p>○ 1以上の便所(又は便房)に係る基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合、1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所、又は便所内に便房(以下、「車いす使用者等用トイレ」という)を設置。 <p>○ 車いす使用者等用トイレの基準 <便所の基準></p> <p>出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は80cm以上。 ・ 車いす使用者等用トイレが設けられていることを表示する標識を

		<p>設置。</p> <p>戸</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸を設ける場合は、幅は80cm以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 <p>広 さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。 <p>〈便房の基準〉</p> <p>出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者等用トイレが設けられていることを表示する標識を設置。 <p>設 備</p> <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座及び手すりを設置。 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置。
--	--	---

整備項目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準																		
4 駐車場	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">駐車台数</th> <th style="width: 70%;">車いす使用者用駐車施設の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200台以下の場合</td> <td>駐車台数に50分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)</td> </tr> <tr> <td>200台を超える場合</td> <td>駐車台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、第1号の表6の項2の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の経路は、第1号の表7の項6及び第4号の表2の項2の(1)から(5)までに定める構造とすること。</p>	駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数	200台以下の場合	駐車台数に50分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)	200台を超える場合	駐車台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数	<p>○ 車いす使用者駐車施設を次のとおり設けること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">全駐車台数</th> <th style="width: 50%;">車いす使用者用駐車施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>全駐車台数×1%+2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 車いす使用者用駐車施設 〈構造〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 後部には、車いすが通行可能な有効幅120cm以上の通路を設けることが望ましい。 幅は350cm以上とする。 駐車施設と通路の間には、段を設けない。 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。 <p>〈表示〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用駐車施設は、障害者優先の旨を床に国際シンボルマークを表示する。 車いすが方向転換できるスペースを幅350cmの内140cm程度確 	全駐車台数	車いす使用者用駐車施設	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	全駐車台数×1%+2
駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数																			
200台以下の場合	駐車台数に50分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)																			
200台を超える場合	駐車台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数																			
全駐車台数	車いす使用者用駐車施設																			
1～50	1																			
51～100	2																			
101～150	3																			
151～200	4																			
201～	全駐車台数×1%+2																			

		保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。 ・ 駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車いす利用者用駐車施設を備えていることわかる標記を設置することが望ましい。
--	--	---

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 案内設備	<p>出入口付近の通行の支障にならない部分に、公園等全体の施設の配置及び経路を表示し、かつ、第3号の表7の項(1)から(3)までに定める構造の案内設備を設けるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内板を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。 ・ 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上2m以上の高さに設置する。 ・ 標識には必要に応じて点字表示、触地図、音声案内装置等を設けることが望ましい。 ・ 主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。 ・ 案内板周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。 ○ 表示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調、明度等とする。 ・ 平仮名、ピクトサイン、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。 ・ 表示は、車いす使用者が利用可能な施設には、必要に応じて国際シンボルマークにより、その旨を表示することが望ましい。 ・ 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。 ・ 視覚障害者等に配慮し、案内板に表示する情報は、管理事務所等において、多様な手法で情報伝達できるように工夫をすることが望ましい。